

『志木市介護保険運営協議会』について

【会議概要】

高齢者福祉・介護保険事業の中心的計画、及び施設である「老人保健福祉計画」、「介護保険事業計画」、「地域包括支援センター」、「地域密着型サービス」を総合的かつ一体的に審議する、『志木市介護保険運営協議会』を設置し、高齢者施策のさらなる推進を目指すものです。

【会議の内容等】

会議名称：「志木市介護保険運営協議会」

委員数：13人以内

組織構成：(1) 識見を有する者
(2) 介護・保健・医療及び福祉関係者
(3) 市内の団体を代表する者
(4) 公募による市民

委嘱委員：大学教授、(歯科) 医師、民生委員・児童委員、社協代表、
介護事業所代表、医療機関代表、町内会代表、老人クラブ連合会代表、
公募市民 等

任期：3年【当初のみ4年：～R6.3.31※以降3年任期】

所掌事務：

- (1) 老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 地域密着型（予防）サービスの指定に関すること。
- (3) 指定介護予防支援の委託に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの運営に関すること。 等

会議開催予定回数：令和2年度（年6回～8回程度）、
令和3年度以降（年4回～6回程度）

事務局：志木市福祉部長寿応援課